

鴨川市一般廃棄物処理業等許可審査委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第20号

鴨川市一般廃棄物処理業等許可審査委員会設置要綱の一部を改正する訓令

鴨川市一般廃棄物処理業等許可審査委員会設置要綱（平成17年鴨川市訓令第48号）の一部を次のように改正する。

第4条各号を次のように改める。

- (1) 環境課長
- (2) 衛生センター所長
- (3) 都市建設課長

第5条第2項中「市民福祉部長」を「環境課長」に改める。

第6条第4項中「市民福祉部環境課」を「環境課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。